

情報通信学会・情報知財研究会

著作権「ホラーストーリー」の終わり ～特にTPPと非親告罪化をめぐって～

2016年1月28日

玉井克哉（東京大学教授）

はじめに——TPPと「ホラーストーリー」

TPP協定の最終的な文章が、先日、公開された^{*1}。これによって、著作権に関する「ホラーストーリー」も終わりを迎えるのではないかと考えられる。本日の報告では、その中でも著作権侵害罪の非親告罪化について、今日に至る様相を考えてみたいと思う。

「ホラーストーリー」というのは、「こんなに大変なことになる」「この業界はおしまいだ」「日本は大損する」といった、お話のことである。TPP交渉はまったくの秘密裡に行われていたため、専門家が「そんなことがあるはずがない」と思っても、否定しにくいところがあった。何らかの利害関係で是非ともTPPの成立を阻止したいという立場の者や「秘密にしておくのはよほど後ろ暗いところがあるのだろう」という思い込みで発言する者がまったく的外れなことを言っても、交渉の俎上に乗っているのを否定することは難しい。

たとえば、『週刊朝日』は、2014年6月20号で、「医薬品の特許期間を何度でも延長できる制度」の導入が検討されており、「ジェネリック医薬品を製造しているある製薬会社の幹部」の「TPPで特許期間が延長になれば、商機を失うのは確実」という発言を紹介している^{*2}。そうした記事に接した一般読者は、医薬品の特許権の存続期間が無限に延長され、TPP協定成立によって今後はジェネリッ

*1 ニュージーランド政府のサイトに、1月26日付で英語正文が公開されている。

<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/who-we-are/treaty-making-process/trans-pacific-partnership-tpp/text-of-the-trans-pacific-partnership> 以下「Art. 18.8」などという具合に、断りなく引用する。また、協定正文や「リーク」テキストに付せられた注については、特に明記せずに省略することがある。

*2 <http://dot.asahi.com/wa/2014061100110.html>

ク薬品が製造できなくなると誤解するだろう^{*3}。

だが、実際に議論されていたのは、W T O 設立協定（付属書 1 C。「TRIPs協定」と通称される）で出願から20年以上と定められた特許権の存続期間を、医薬品については5年を限度に延長する制度の導入であった。それを合衆国通商代表部（Office of the United States Trade Representative. 以下「U S T R」と呼ぶ）が F T A（自由貿易協定。T P P も、その一種である）交渉のたびごとに各国に要求していたのは、専門家の間では周知であった。したがって、同種の要求を T P P 交渉でも行っているだろうということは、容易に推測できた。

それでは、そのような趣旨で「特許期間が延長」されたとして、日本のジェネリック医薬品製造者が「商機を失う」ことがありうるだろうか。それは、まったくありえない。なぜなら、U S T R が各国に要求しているような制度を、日本は、特許権存続期間延長登録制度として、1985年に導入済みだからである。つまり、30年も前からそうした制度はあるので、いまさら T P P でそれを義務づけられたとしても、とっくに実施済みであるから、日本のジェネリック医薬品メーカーは、痛くもかゆくもない。むしろ、T P P によって特許権の存続期間が揃えば、日本で製造・販売できるジェネリック薬品は、他の T P P 加盟国でも製造・販売ができるという関係が成立することとなり、他国に輸出する上で、好都合になる。従前は、たとえば日本での特許権が25年間存続するのにベトナムでは20年で期間満了となり、20年を過ぎればベトナムの現地企業が製造販売ができるのに、日本企業は日本国内で製造ができず、ベトナムへの輸出もできなかった。その足並みが揃えば、日本のジェネリック・メーカーにとっては、商機が増えこそすれ、失うはずがない。日本が既に実施済みの条項が T P P に入ることは、一般に、日本メーカーに有利なのである。にもかかわらず、「T P P で日本の医療費も高騰？」という扇情的な見出しをつけた記事を打ち、あたかも医療費の高騰で日本の患者や保険者が困るように扇動するのは、秘密交渉をよいことにした「ホラーストーリー」の、一つの典型であった。

こうした、専門家の目から見ればごくごくお粗末な、もともと根拠に乏しかっ

*3 その種の誤解が蔓延している例として、「T P P から日本の食と暮らし・いのちを守るネットワーク」のサイトが挙げられる。そこには、「アメリカの進める『知的財産権』の保護強化によって、ジェネリック医薬品の生産が難しくなれば、自然と薬価は高止まりし、慢性疾患などで薬を飲み続けなければならない人たちへの負担は増えるでしょう。……日本は、これからますます高齢化社会に入っていきます。TPP交渉の対象になっている項目は多数ありますが、ジェネリック医薬品のように、守らなければいけないものを見逃さないように、これからも進捗状況をしっかりチェックして、政府や各政党の動きに注目したいですね」とある。http://www.think-tpp.jp/lecture/2012_1207.html

た類型を「無根拠型」のホラーストーリーと呼ぶとすれば、ホラーストーリーには、あと2種類あるように思われる。

一つは、TPPによって日本が何らかの制度変更を余儀なくされ、そのため影響が生じることは事実であるが、ストーリー・テラーの人々が語るような大きな影響は生じそうもない、という類型である。これを「過大恐怖型」と呼ぼう。その典型は、著作権保護期間の延長問題である。これは、現行の日本著作権法が著作者の死後50年を原則的な権利存続期間としているのを「死後70年」にしようというのである（同法51条2項）。これについては、まさに「大変なこと」が起こるかのような取り沙汰がなされた。それが誤りであったことはTPP実施後の日本で明らかになるであろうが、ともかくも制度変更は必要となるのであるから、恐怖が過大であったかどうかは、今後の検証を待つ必要がある。また、無根拠型のようなお粗末な立論と比べれば、説得に骨が折れる（というより、およそ説得など受けつけない論者が多い）。ただ、保護期間延長問題については既にこの研究会で取り上げたところであるので^{*4}、後で簡単に述べる。

いま一つは、TPPによって日本が何らかの制度変更を余儀なくされ、しかもその悪影響が甚大なものとなりうると予測され、それを回避することが強く求められていたところ、日本政府代表の尽力により（または、何らかの「天佑神助」により）、辛くもその影響が避けられた、という類型である。これを「恐怖実存型」と呼ぼう^{*5}。著作権侵害罪の非親告罪化こそ、まさにその典型である。本報告は、それを中心に議論を進めたいと考える^{*6}。

1. 非親告罪化により懸念された事態

(1) 現行法の親告罪

まず、わが国の現行法制度を確認しておこう。まず、著作権法119条1項は、「著作権……又は著作隣接権を侵害した者……は、十年以下の懲役若しくは千万円以

*4 情報通信学会情報知財研究会「TPPで日本の著作権法はどう変わるか—保護期間延長問題を中心に—」（福井健策・玉井克哉等）情報通信学会誌108号（2013年12月）33-59頁。

*5 もちろん、そのどの類型になるかは、それぞれの交渉参加国の置かれた状況による。特許権の存続期間延長問題はわが国にとっては無根拠型だったが、ベトナムにとっては恐怖実存型だったであろう。交渉の結果として成立した正文は、①対象を新たな化学物質を含む「新規医薬品」に限り、②存続期間延長の範囲をについて何年という具体的な数値を含まないものである。Art. 18.8 6.(b).

*6 これを含むTPPによる著作権法の改正事項全般について、従前の議論との関係を含め、参照、上野達弘「TPP協定と著作権法」ジュリスト1488号（2016年1月）58-64頁。

下の罰金に処し、又はこれを併科する」と定めている。この10年という最高刑は、財産犯、たとえば窃盗罪（刑法235条）や詐欺罪（同246条）などと同じであるが、単純背任（会社法上の特別背任罪など加重類型に当たらない基本類型としての背任罪。刑法247条）や単純横領（同252条）よりも重い。また、窃盗では選択しうる罰金刑の上限額が50万円であるのと比較すると、1000万円というのは高額である（しかも、懲役と併科できる）。

このように著作権侵害罪はけっこう重い罪であるが、その社会的影響を緩和しているのが、「第119条……の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない」とする、123条1項である。告訴、即ち被害者としての権利者が公訴の提起を求める旨の公式の申立てをしなければ、公訴が提起できないわけである（刑事訴訟法230条参照）。実際問題としては、著作権侵害を見つけても「目こぼし」をするのが普通であり、刑事告訴に踏み切る権利者は稀である。窃盗犯は他人の財物の占有を移すわけであるからその成否は明瞭なことが多いが、著作権侵害は著作物性や権利範囲をめぐる判断が微妙なことも多い。また窃盗によって被害者が得をするということは考え難いが、著作権侵害は、それによって宣伝効果が得られて被害者が利益を得ることがありうる。権利者が明確な意思を示さないのであればあえて司直が介入するまでもあるまいというのが、わが著作権法の親告罪規定の趣旨だといえる。

（２）K O R U S

さて、この親告罪規定を、T P P交渉の結果として丸ごと削除するような事態となったら、いったいどうなるか。

その際に参考となるのが、お隣の韓国が、米国と締結した自由貿易協定（Free trade agreement between the United States of America and the Republic of Korea. "KORUS-FTA"と通称される。以下では、単に「KORUS」と呼ぶ）に基づいて非親告罪化した事例である。

KORUSは、2007年6月30日に最終的な案文に署名がなされ、2011年10月と11月に米韓の議会で承認され、2012年3月に発効した、米国としては最も新しいFTAである。U S T Rはこれを、「ここ20年間で最も有意義な自由貿易協定」とあるという^{*7}。「知的財産権の法執行」と題された18章10条（Art.18.10）は、次のように定めて、一定の著作権侵害を刑事罰の対象とするよう、締約国に要求している。

26. Each Party shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of willful trademark counterfeiting or copyright or related rights piracy on a commercial scale. Willful copyright or related rights piracy on a commercial

*7 <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta>

scale includes:

- (a) significant willful copyright or related rights infringements that have no direct or indirect motivation of financial gain; and
- (b) willful infringements for purposes of commercial advantage or private financial gain.

この26項は、「悪意がある (willful)」ことと「商業的規模である (on a commercial scale)」ことを、刑事罰をかける要件としており、(a)(b)でその意味を敷衍している。そして、その次に、次のような条項がある。

27. [E]ach Party shall provide:

- (f) that its authorities may initiate legal action *ex officio* with respect to the offenses described in this Chapter, without the need for a formal complaint by a private party or right holder.

訳すと、

27. 締約国は、次の事項を定める。

- (f) 本章に定める犯罪に関して、当局が、私人又は権利者の公式の申立てを要することなく、職権で法的措置を開始することができるようにすること。

ということであるが、ここには何の留保も設けられていない。

これがT P Pの条文になったとすると、日本は、親告罪を定めた条文をそのまま削除するか、あるいは、「ただし、悪意のある著作権侵害であって、商業的な規模であるものは、この限りでない」といった限定を加えることを要したであろう。その結果はどうか。山田太郎参議院議員のウェブサイトによれば、同議員が韓国を訪問した結果知ったのは、「コピーライト・トロール」の隆盛だったという^{*8}。コピーライト・トロールというのは、典型的には、①権利者とは無関係な第三者が、②著作物の無断利用など著作権侵害を発見して、③刑事告発を行う、またはその用意があることを疑義侵害者に知らせる、というものである。この場合、疑義侵害者が刑事罰を科されるのを避けるには、告発を取り下げてもらふ（もしくは告発しない）のが確実な方途であるが、その際にトロール側は「示談金」を獲得するというわけである。権利者でもないトロールに示談金を支払わないと、刑事告発によって、極めて不愉快な事態に陥るわけであって、そうした状況が出てくるのを是とする者は、少ないであろう。また、権利者が目こぼした場合でも刑事罰を科せられるおそれがあることとなったため、表現において過度な自主規制が発生するようになったとの報告も、なされている。

*8 参議院議員山田太郎 韓国訪問結果報告

<http://www.slideshare.net/yamadaoffice/ss-55773695> (2015年12月3日付)

(3) 日本特有の懸念

こうした「実験結果」のほかに、日本特有の懸念もある。それは、まず、世界最大の同人誌即売会として知られるコミック・マーケット（以下「コミケ」と呼ぶ）が催行できなくなるのではないか、少なくとも深刻な打撃を受けるのではないか、ということである。

コミケの実態については詳しくないのだが、アマチュア漫画家のいわば登龍門として、既存作品に似た作品や、パロディと呼ばれるような作品が多数陳列・販売されていると認識している。それらの中には、著作権侵害物品である、あるいはその疑いが濃いものが多数含まれている。だが、コミケの作品を刑事告発した例を、筆者は知らない。たとえば、「ドラえもんの最終回」というのがあったとしても、原作のイメージを大きく壊す、あるいは逆にあまりに出来が良いため本物に代わるものとして通用しかねないといった場合でも、権利者がまず抗議をするという民事的手段で解決されているのだと理解している。

ところが、著作権侵害罪のすべてが非親告罪となった場合はもちろん、「悪意」と「商業的規模」のある著作権侵害が非親告罪化となった場合でも、コミケに出品される作品を除外するのは困難だと思われる。出品作の作者がドラえもんのような著名作品を知らないということは考えにくいし、コミケは、十分に商業的規模だからである^{*9}。これまでは権利者の目こぼしで済まされていたイベントに対して、権利者が許諾を与えていない限り刑事罰を科せられる可能性があるとなると、萎縮効果は大きいと予想された。実際、2015年3月の国会答弁で、宮沢洋一経済産業大臣は、「全面的に著作権侵害が非親告罪化されるとなると、そのコミケ、コミックマーケット等の参加者に影響なしとは言えないという気がいたします」と答弁していた^{*10}。

コミケ以外にも、日本独特の「オタク文化」の破壊につながりかねない影響が懸念された。たとえば、コミケには有名作品の作中キャラクターを模した「コスプレイヤー」が出没するが、二次元の作品を単に三次元に移したのであれば、著作権侵害となる^{*11}。また、マンガの執筆に際して、背景画像などを既存著作物の

*9 主催者の発表によると、2015年8月に開催されたコミケの参加者は、約55万人であった。
<http://www.comiket.co.jp/archives/Chronology.html>

*10 平成27年3月19日、第189回国会参議院予算委員会議事録第9号。山田太郎議員に対する答弁。

*11 最判昭和53年9月7日民集32巻6号1145頁は、「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいう」としている。これは旧著作権法に関わる事件であるが、現行法についても、判例として踏襲されている。最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁。

トレースによって済ませることがある。たとえば手術シーンについてはマンガを描くために実際の場面を見学するというのは、不可能であろう。「秋のニューヨーク、セントラルパーク」の背景を使う場合、わざわざ取材に出かけるのは予算面からも現実的でないし、雪と氷に閉ざされた冬であれば、そもそも取材する意味がない。そうしたものについて、現状でも「トレス検証サイト」というものがあるとの由であるが、権利者が告訴しなくても刑事罰を科せられるということになると、サイトの閲覧者から警察に通報する者が出た場合、作品そのものが葬られることになりかねない。さらに、ニコニコ動画などに「歌ってみた」として投稿するような行為も危険である。ニコ動は日本音楽著作権協会（JASRAC）の許諾を得て運営されているが、対象曲がJASRAC管理楽曲でなかった場合、告発される可能性があるからである。（もっとも、歌っているのが私だったら、音程があまりに外れているために曲の方の著作権侵害とはならず、歌詞の方のみの著作権侵害となるかもしれないが、いずれにせよ著作権侵害であることには変わりがない。）このようなことを、漫画家の赤松健氏は、「ホントは怖いTPP」としてまとめ、警鐘を鳴らされた^{*12}。

こうしたことの影響は、「オタク文化」には留まらない。新たな出版に際して、出版社は、「著作権チェック」をコンプライアンスの一環として要求されるだろう、と赤松氏は指摘する。一般的な商業出版が「商業的規模」の要件を満たすのは間違いないので、「悪意」の有無にかかってくるが、米国が締結するFTAに一貫して用いられる willful は、背信的な態様で権利侵害を行うことを包含する、広い概念である。たとえば、著作権侵害の有無について調査すると侵害について故意になってしまうというのであえて調査を怠ったというような場合も、willful とされることがありうる。この言葉は、わが国では「故意」と訳されることが多いが、それだけで条約の要求を満たすかどうかは、わからないわけである。

われわれ研究者にも、影響は大きい。たとえばこのPCには、政府の審議会の議事録などが大量にダウンロードされている。政府広報資料等を引用するのは著作権法上は自由であるが（同法32条2項）、ダウンロードするのは複製であり、単純に適法とはいえない。著作権法の研究者たる私に「悪意」がないとはいいいにくいので、事の成否は「商業的規模」にかかることになるかもしれない。「大量

*12

<http://kenakamatsu.tumblr.com/post/44592778197/%E3%83%9B%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AF%E6%80%96%E3%81%84%EF%BD%94%EF%BD%90%EF%BD%90-%E9%9D%9E%E8%A6%AA%E5%91%8A%E7%BD%AA%E5%8C%96%E3%81%A7%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%BC%AB%E7%94%BB%E7%95%8C%E3%81%AF%E3%81%A9%E3%81%86%E3%81%AA%E3%82%8B>

にダウンロードした」などと公言していると、第三者から告発される恐れがあるだろう。また、米国政府職員が職務上行った著作に関わる著作権は、合衆国著作権法上、著作権の対象ではない（17 U.S.C. §105）。しかしこれは合衆国著作権法上の問題に過ぎない。日本著作権法は合衆国政府の著作物にも適用があり、当然ながら、合衆国政府の著作権を制限する規定など日本著作権法には存在しない^{*13}。合衆国政府の著作物、たとえば後述する著作権局のレポートや著作権法に関わるとして、合衆国最高裁の判例などを大量にダウンロードする行為は、日本著作権法上の著作権侵害にはなりうる。現状では合衆国政府が外国の研究者を告訴するとは考えにくいので、事実上自由に使うことができているのだが、非親告罪化が実現してしまうと、第三者からの刑事告発の対象となってしまうかもしれない。これは、研究に萎縮効果を与えかねないだろう。

このように考えると、非親告罪化は、すべての人に関わりの生じる問題だとわかる。PCのストレージ内に著作権対象物の違法な複製がダウンロードされていないと断言できる人は、どれだけいるだろうか。PCが強制捜査の対象になれば、著作権侵害罪を構成するものが発見される事例は、多いのではないか。そして、その際に「悪意」があればあとは「商業的規模」の有無のみが問題になるのだとすると、非常にこわいことになってしまう。もちろん、自由の国であるアメリカにおいて、言論活動の萎縮を招くような運用がなされているはずはない。だが、政治的表現を含む表現の自由は、極めて重大な要素である。法文化も伝統も異なるわが国において懸念が生じないようにするには、慎重の上にも慎重になる必要がある。ニーメラーの嘆きではないが、私も「コミケを護ることは表現の自由を護ることだ」というのを標語に、極めて微力ではあったが、赤松氏の運動には全面的な賛意を示していた。

2. 交渉の軌跡とTPPの成案

(1) 合衆国政府の態度

先に見た米韓FTA（KORUS）での関係規定は、USTRの一貫した交渉目標を体現したものである。たとえば、KORUSと同じくやはり2012年に発効したコロンビアと米国のFTAの文言は、先に挙げたKORUSの条項とまったく同じであり、一言半句、異ならない^{*14}。このようなことは、交渉当事者であった米国政府の内部に知的財産関係規定の雛型があり、それを相手国に提案する、ありていにいえ

*13 米国著作権法の立法趣旨としても、合衆国政府が外国著作権法上の著作権を放棄したのではないことが明言されている。H.R. Rep. No. 94-1476 (1976), p.59.

*14 The United States—Colombia Trade Promotion Agreement, Art. 16.11.26., 16.11.27(d).

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/colombia-fta/final-text>

ば「押しつける」という交渉態度を取っていたのでなければ、起こりえないことである。実際、2011年3月にT P Pの知的財産規定に関する米国政府の要求事項というのがリークされたことがあったが、そこにも、米韓F T Aや米国コロンビアF T Aに入ったのとまったく同じ文言で、非親告罪化を要求する条項が含まれていた^{*15}。

では、なぜ、合衆国政府は、非親告罪化に固執するのか。筆者は、2011年の11月、日本政府がT P P交渉への参加を表明するのに先立って、U S T Rの知的財産担当官にインタビューを行ったことがある。担当官はリークされたテキストについては一切コメントできないとの態度だったが、非親告罪化は絶対に必要であり、T P Pの知的財産条項としても不可欠だと強調していた。その理由は、著作権侵害物品や商標権侵害物品の販売はいまや組織暴力の資金源となっているのであり、それを放置することは、テロとの戦いという合衆国の国是に照らして容認できない、というものであった。

たしかに、自己の著作物が組織暴力、たとえば山口組の資金源となっている場合に、後難を恐れずに刑事告訴するというのは、一般的には難しいであろう。そのような事態は想定しにくいと感ぜられるかもしれない。だがわが国でも、テロリスト組織が首都の地下鉄でサリンを散布するという事件が起こったことがあるが、その組織、即ちオウム真理教は、極めて廉価なことで知られたP Cの販売をも、業として営んでいた。廉価販売の理由は人件費が低廉で済むことだと推測されていたが、O Sが違法コピーなので格安なのだという噂もあった。真偽は不明であるが、仮にそのようなことがあったとすれば、敵対者の生命を奪うのをいとわない組織を相手に刑事告訴のできる権利者は、海外の大手ソフトハウスくらいであろう。そのように考えると、当時の私にも、U S T Rの意図をはねつけて非親告罪化を全面的に拒むというのは、選択肢になりにくいと考えられた。しかし他方、前述のような懸念を避けるために、「悪意」と「商業的規模」以外に何らかの限定を設けることも可能だろうと考えられた。

(2) 交渉の過程での関係規定

T P P交渉は秘密裡に行われたが、知的財産関係規定は、何度か「リーク」されてきた。一度目は先ほど述べた2011年版の合衆国政府の要求事項であるが、交渉中の案文も、2013年8月30日版がウィキ・リークス (WikiLeaks) によって、また交渉成立土壇場の2015年5月11日版がケイ・オンラインによって、さらに交渉大筋合意後の2015年10月9日付けテキストが公表前にウィキ・リークスによって、「リーク」されている。それらの真正性は交渉当事国によって確認されておらず、

*15 Draft of the intellectual property chapter of the Trans-Pacific Partnership Agreement (TPP), Art. 15, 1., 5.(g), dated Feb. 10, 2011. <http://keionline.org/node/1091>

通常の学問的な検討に際しては依拠し難いものであるが、TPP交渉そのものが厳密に秘匿されてきたことに加え、内容面でもとうてい創作とは思われないものであるため、これまでも私は講演や授業で引用してきた。著作権侵害罪の非親告罪化をめぐるテキストの進展は、この後者の側面を象徴するものでもある。「リーク」された内容が果たして真正であったかどうかの検討が今後の学問的検討の対象になるべきことを留保しつつ、ここでは、それらによって交渉の経緯を跡づけたい。

さて、著作権侵害罪の非親告罪化をめぐる合衆国政府の要求事項が直近のFTAである米韓FTAや米国コロンビアFTAと完全に一致する文言だったことは、先に述べた。日本が交渉に加わったのは2013年7月下旬、コタキナバル交渉の途中からであるが、前記ウィキ・リークスの「リーク」は、その次のブルネイ交渉の直後に固まったものであり、11月のソルト・レイク・シティでの首脳会合に向けて準備されたものだとされている。そして、その内容を見ると、まず、

Art. QQ.H.7.

1. Each Party shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of willful trademark counterfeiting or copyright or related rights piracy on a commercial scale.

2. [US/AU/SG/PE propose] Willful copyright or related rights piracy on a commercial scale includes:

[a] significant willful copyright or related rights infringements that have no direct or indirect motivation of financial gain; and

[b] willful infringements for purposes of commercial advantage or [AU/SG/PE/JP oppose: private] financial gain.[AU/SG/PE/CA/JP oppose: *236]

となっている^{*16}。日本政府などがいくつかの文言に反対しているとはいえ、この部分の原案は、KORUSや2011年時点の米国政府「要求項目」などと、完全に一致する。そして、問題の非親告罪化の箇所を見ると、

7. [E]ach Party shall provide: [US/NZ/PE/SG/BN/CL/AU/MY/CA/MX propose: VN/JP oppose:]

(h) that its competent authorities may act upon their own initiative to initiate a legal action without the need for a formal complaint by a private party or right holder.

訳すと、

7. 締約国は、次の事項を定める。

*16 WikiLeaks, Secret Trans-Pacific Partnership Agreement (TPP) - IP Chapter, Art. QQ.H.7, <https://wikileaks.org/tpp/#sdfootnote233anc>

(h) 権限のある当局が、私的当事者又は権利者の公式の申立てを要することなく、自らの発意で法的手段を開始するための措置を執ることができるようにすること。

となっていて、KORUSなどと若干の文言が異なるとはいえ、内容的にはほとんど変化がないし、非親告罪化の範囲に、これ以上、何らの留保も設けられていない。

しかも、深刻なのは、「リーク」テキストの注釈が示すように、交渉参加12カ国のうちどうやら10カ国が原案を推しており、反対しているのがベトナムと日本の2カ国だけだ、という状況であった。周知の通り、日本のTPP交渉参加は国内で足並みが一致しなかったため遅れに遅れ、いまさら参加しても日本の国益に沿った交渉の果実を獲得するのは難しいのではないかと懸念されていた。実際、2013年3月に交渉参加を安倍総理が公式に表明したときにも、「残念ながら、TPP交渉は既に開始から2年が経過しています。既に合意されたルールがあれば、遅れて参加した日本がそれをひっくり返すことが難しいのは、厳然たる事実です」と述べていた^{*17}。著作権侵害罪の非親告罪化という、応援する圧力団体の乏しい地味な論点に、日本政府代表団がどれほどの力を注ぐことができるだろうか、正直、極めて大きな懸念があった。

周知の通り、2014年はTPP交渉にとって停滞の一年であった。交渉が再開した翌2015年5月の段階での「リーク」が、大いに注目された。ところがそこで、予想外に大きな進展があった。まずこのテキストでは、著作権侵害罪の対象についての定めが、次のようになっていた^{*18}。

Art. QQ.H.7.

1. Each Party shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of willful trademark counterfeiting or copyright or related rights piracy on a commercial scale. In respect of willful copyright or related rights piracy, “on a commercial scale” includes at least:

- (a) acts carried out for commercial advantage or financial gain; and
- (b) significant acts, not carried out for commercial advantage or financial gain, that have a substantial prejudicial impact on the interests of the copyright or related rights owner in relation to the marketplace.

この条項の柱書は、2013年テキストと同一である。(a)(b)の文言の方には若干の相違が生じているが、正直、筆者にも意味のわからない程度の相違に過ぎない。

*17 平成25年3月15日安倍内閣総理大臣記者会見。

http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0315kaiken.html

*18

<http://keionline.org/sites/default/files/Section-H-1-11-of-Enforcement-TPP-IPChapter-11May2015.pdf>

次いで、問題の非親告罪化の条文は、次のようになっている。

6. [E]ach Party shall provide:

(h) That its competent authorities may act upon their own initiative to initiate a legal action without the need for a formal complaint by a private party or right holder.

訳すと、

7. 締約国は、次の事項を定める。

(h) 権限のある当局が、私的当事者又は権利者の公式の申立てを要することなく、自らの発意で法的手段を開始するための措置を執ることができるようにすること。

というものであって、この部分それ自体は、先に見た2013年テキストの10カ国案とまったく同じである。だが、そこに、従前はなかった、次のような注釈が付されている。

*251 With regard to copyright and related rights piracy provided for by QQ.H.7.1 (Commercial Scale), a Party may limit the application of subparagraph (h) to the cases where there is an impact on the right holder's ability to exploit the work in the market.

註251 QQ.H.7.1(商業的規模)に定める著作権及び隣接する権利の侵害(piracy)に関しては、締約国は、市場においてその著作物、実演又はレコードを権利者が利用するのを困難にする場合に、(h)項の対象を限ることができる。

これが後の正文に反映され、後述するように、「コミケの死」と表現の自由の危機をわが国が乗り切るよすがとなったのであるが、そこには、次のような特徴があった。

まず、この注は、日本政府の要求で入れたものと見られる。非親告罪化に関する(h)項について日本と同様に反対姿勢をとっていたベトナムは、この注のついたバージョンにも反対姿勢であり、別の条件で降りたことがテキストに注記されている^{*19}。この注とともに反対姿勢を止めたのは、日本政府のみである。

次に、この注の体裁は、いささか奇妙である。本文のどの箇所に付されたものか、はっきりしないからである。他の「リーク」テキストも成立したT P P協定の正文にも注は何力所もついているのだが、(この報告原稿がまさにそうであるように)本文の方に注番号が付されている。ところが、この注251のみ、どの部分に付された注か、不思議なことに明示されていない。このテキストは、交渉成

*19 注250には、「法執行パッケージの一環としてベトナムは本項にコミットできる旨を表明した」ことが「交渉担当官メモ」として記載され、それとともに、ベトナムの「反対」が取消線で消されている。

立間際であることを反映してか、他の部分にも取消線が入ったり対案が提示されていたりしているのだが、本文がよくわからないというこの注の付き方にも、交渉成立間際のドタバタが反映していると見られる。とすれば、2013年11月以降の約一年半の交渉を通じて日本政府代表はこの(h)項の対象を限定するのに腐心し、最終段階で満足のいく解決策を見つけた、と推測してよいであろう。奇妙な体裁に、わが政府代表の苦心が表れている、というわけである。

(3) TPP協定の正文

かくして成立したTPP協定の最終的な正文は、次のようなものである^{*20}。

Art. 18.77

1. Each Party shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of willful trademark counterfeiting or copyright or related rights piracy on a commercial scale. In respect of willful copyright or related rights piracy, "on a commercial scale" includes at least:

- (a) acts carried out for commercial advantage or financial gain; and
- (b) significant acts, not carried out for commercial advantage or financial gain, that have a substantial prejudicial impact on the interests of the copyright or related rights holder in relation to the marketplace.

5月時点の「リーク」テキストと完全に同じ文言である。また、非親告罪化の条文は、次の通りである。

6. With respect to the offences described in paragraphs 1 through 5, each Party shall provide the following:

(g) Its competent authorities may act upon their own initiative to initiate legal action without the need for a formal complaint by a third person or right holder.

6. (g) 権限ある当局が、第三者又は権利者の公的な申立てを要することなく、自らの発意で法的措置を執りうるようにすること。

この本文は、5月時点の「リーク」テキストと、"private party"が"third person"となっているなど若干の文言が変わっているものの、内容的にほとんど変わりはない。なお、この1月に政府が公表した暫定仮訳では、6.(g)は、次のようになっている^{*21}。

「当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること」。

重要なのは、この後に付された注記である。次のような注記が、今度は場所を明

*20 ニュージーランド政府のサイトを参照。2016年1月26日に公表された、確定版に依拠している。 <https://tpp.mfat.govt.nz/text>

*21 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_zanteikariyaku.html

示して、(g)項の末尾に付されている。

*135 With regard to copyright and related rights piracy provided for under paragraph 1, a Party may limit application of this subparagraph to the cases in which there is an impact on the right holder's ability to exploit the work, performance or phonogram in the market.

注135 第1項に定める著作権及び隣接する権利の侵害（piracy）に関して、締約国は、市場においてその著作物、実演又はレコードから権利者が利益を確保するのを困難にする場合に、適用対象を限ることができる。

【政府暫定仮訳】

注 締約国は、1に規定する著作権又は関連する権利を侵害する複製について、この(g)の規定の適用を市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。

かくして、権利者が「市場において利益を確保するのを困難にする」ような犯罪行為に非親告罪の対象を限定する選択肢が、最終的に加盟国に開かれたわけである。

3. 協定合意後の日本政府の対応

T P P 協定全部がそうであるが、非親告罪化条項は、その内容を加盟国に単に義務づけるだけで、それ以外の措置を禁ずるものではない。したがって、この注135も加盟国の義務づけの範囲を限定したに過ぎず、それを踏み越えて広範囲に非親告罪化をするのを、禁じているわけではない。したがって、義務づけの範囲をそこに留めるのかどうかは、専ら日本の国内問題である。「悪意」と「商業的規模」のみを限定要素としても、あるいは単純に著作権侵害罪をすべて非親告罪としても、条約の要求は満たすわけである^{*22}。

そのため、非親告罪化の行方を憂慮する関係者は、思いを共通にする超党派の国会議員の集まりである「マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟（古屋圭司会長、略称MANGA議連。以下でもそう呼ぶ）」において、2015年10月21日、交渉結果についての検討の場を設けることができた。その席上、T P P 交渉にあたった渋谷内閣審議官から、関係規定について「これであれば、いわゆる同人誌等のほとんどは除外できるであろう」という基本的な考えを示し、「相当程度以上の売上があり、本家本元への影響が懸念される場合であっても、捜査機関は事前に権利者に確認する必要はある。これであれば、実質的には親告罪と変わらない」

*22 次に述べるMANGA議連で、金子敏哉准教授は、「単に著作権法第123条1項を削除するがごとき改正は論外」だと発言している。そのような懸念が現に専門家にもあったことを示すものである。

との発言があった。また、同議連の幹事長は著作権法を所掌する馳浩文部科学大臣であり、公務繁多の中を会合に出席する配慮を示したことから、その面からも懸念は大いに軽減された^{*23}。

とはいえ、非親告罪化問題をめぐる政府の対応は、予想を超えて迅速であった。

まず、2015年11月4日、ニュージーランド政府によってT P P協定の暫定案文（英文）が公表される前だったにもかかわらず、文化審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会が開催され、著作権法制のT P P対応について議論を開始した。11月5日の公表を経て、一週間後の同11日に続行審議を行った。そこでは、「著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、T P P協定において非親告罪化が義務づけられている範囲及びその趣旨を踏まえつつ、我が国の二次創作文化への影響に十分配慮し、適切に非親告罪の範囲を定めること」を「基本的な考え方」とする方針が示され、本項公表時点（2016年1月31日）で議事概要・議事録が公開されていないものの、基本的な方向はその場で定まったと見られる^{*24}。さらに、同24日、知的財産戦略本部会合に出席した安倍総理が短い冒頭挨拶の中であえて「特に著作権に関して二次創作が萎縮しないよう留意します」と発言し^{*25}、それが正式な決定事項となることによって^{*26}、方向が決定的となった。

著作権分科会に提出された各方面からの意見を見ると、こうした日本政府の対応が、あまねく民間レベルから歓迎されていたことがわかる^{*27}。

まず、**コミックマーケット準備会**が次のような意見を表明したのは、ある意味で当然であろう。

「二次創作は描くことへのハードルを下げ、日本のクリエイターの裾野を広げている。二次創作文化が生んだ日本独自のエコシステムはコンテンツホルダーにも有益であると考えている。非親告罪の範囲を、本来の目的である海

*23 筆者も参加を許され、「T P Pによる著作権侵害罪の非親告罪化について」と題して、本報告の概略をなす意見を開陳する機会を与えられた。

*24 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第7回、平成27年11月11日）配付資料1「T P P協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方（案）」。

*25 http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201511/24chizai.html

*26 平成27年11月24日知的財産戦略本部決定「知的財産分野におけるT P Pへの政策対応について」では、「著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、その対象となる範囲を適切に限定するものとする」とされている。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chiszai_tpp151124.pdf

*27 特に断りのない限り、以下は、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第7回、平成27年11月11日）配付資料2「法制・基本問題小委員会（第6回）における主な意見の概要」による。

賊版対策等，必要最小限に絞り，将来の名作・クリエイターの芽をつぶさないよう自由な創作活動ができる現状の維持をお願いしたい」。

また、この件に関して継続的に警鐘を鳴らしてきた団体である「**thinkTPPIIP**」や**インターネットユーザー協会**が、「非親告罪化の対象を海賊的利用対策に限るべく『原作のまま』『複製』することに限定し，TPP協定の定義による『商業的規模』の侵害であって原著作物の市場での収益性に重大な影響がある場合のみに対象を限定すべき」だとしているのも、まったく意外ではない。

しかしながら、創作や著作物の流通によって権利を有する者の団体も、こぞって次のような意見を開陳している。

日本文藝家協会「パロディーに対してはある程度寛容な態度で臨み，原著作者の経済的損失が明確な場合にのみ摘発するといった条件づけが必要」。

日本写真著作権協会「商業的に大きな損害，著作者への大きな不利益を来す場合を除いて，累犯若しくは複製権の侵害においてのみ非親告罪を適用するなどの措置をお願いしたい」。

日本音楽著作権協会「制度化に当たっては『商業的規模』や『市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合』について明確化を図ることが必要である。……また，公訴の提起の判断の際には、被害者が処罰を望んでいるか否かを十分斟酌するなど、適切に制度が運用されるべきである」

^{*28}。

日本映画製作者連盟「映画作品をそのままデッドコピーするなどなど，極めて悪質な行為を非親告罪の対象とすれば十分である」。

日本放送協会「表現の自由を侵害する等の懸念があることから，対象を海賊行為のための複製に限定し，商業上の多大な利益のために行われるものに限定するなど具体的かつ明確な定義付けが必要」。

日本民間放送連盟「創作・表現行為が委縮しないよう，非親告罪化の対象は，デッドコピーやそれに準じたものに限定するなど，著作権侵害に該当するか否かの判断が困難な場合に刑事告訴される可能性が生じないようにされたい」^{*29}。

日本レコード協会「商品として提供されているものと実質的に同一のものを無許諾で複製・公衆送信等する侵害行為を非親告罪化の対象とすべき」。

日本書籍出版協会，コンピュータソフトウェア著作権協会，日本写真著作権協会「非親告罪の対象は，社会秩序若しくは経済秩序に重大な影響をもたら

*28 同小委員会（第6回）配付資料4。なお、筆者は同協会の外部理事であるが、この資料の作成には関与していない。

*29 電子情報技術産業協会も同旨の意見だったとされる。

すような悪質なものに限定し、二次創作を萎縮させることがないようにするなどの配慮をしてほしい」^{*30}。

要するに、非親告罪化の範囲を限定するのは、権利者の立場からも歓迎すべき動きだったわけである。このことは、「権利者側」と「利用者側」といった不毛な二項対立を去って事柄に接すれば、容易に理解できることである。権利者というのは、過去に何らかの創作を行った者である。無限定な非親告罪化によって二次創作が困難になる状況というのは創作そのものが困難になる状況なのであり、創作を続ける権利者にとって、あるいは後進の将来を真剣に考慮する権利者にとって、避けるべき事態なのである。成功した漫画家である赤松健氏が非親告罪化を憂慮し、コミケの存続を願って運動の中心に立っていたのも、尊敬すべきことではあるが、不思議なことではない。

著作権法の具体的な改正案の策定は今後をまたねばならないが、少なくとも本報告の時点では、非親告罪化に関する懸念はまったく払拭されたということができる。たとえ何らかの不適切な立法がなされたとしても、それはT P Pの結果ではなく、日本国民と日本政府の選択である。

結び——「ホラーストーリー」の終わり

かくして、著作権侵害罪の非親告罪化をめぐるT P Pのホラーストーリーは、終焉を迎えた。それはもともと、「恐怖実存型」ともいうべき、真のホラーストーリーではあった。米韓F T Aなど近年米国が締結したF T Aと同様に、あるいは米国が当初要求し日本とベトナム以外の交渉参加国すべてが賛同して いたように、ただ単に「悪意」と「商業的規模」のみが非親告罪化義務づけの要件となっていたとすれば、コミケに代表される日本の二次創作文化への打撃は測りしれないものとなったであろうし、表現の自由そのものへの影響すら、懸念される事態になったかもしれない。しかし、そのような事態は、日本政府代表の尽力で回避された。できあがった18.77条6項(g)に注135が付されるに至った詳細な過程は、各国における批准手続きの進行と外交文書の公開に伴って、後日跡づけられることであろう^{*31}。だが、現段階でも、それが日本政府代表の真摯な努力による

*30 日本経済団体連合会も同旨の意見を表明したとされる。

*31 WikiLeaksによる2015年10月5日時点の「リーク」テキストは同年5月の「リーク」テキストの文言とまったく同じであり、本来なら「(g)項」となるべきところが依然として「(h)項」となっているなど（それでは意味が通じない）、舞台裏のドタバタが偲ばれる状況であった。WikiLeak, TPP Treaty: Intellectual Property Rights Chapter - 5 October 2015, Art. QQ.H.8., 7. w/ fn.144。

<https://wikileaks.org/tpp-ip3/WikiLeaks-TPP-IP-Chapter/WikiLeaks-TPP-IP-Chapter-051015.pdf>

ものだったことは、ほぼ確実である^{*32}。改めて、ここに至る日本政府代表の努力に、敬意を表したい。

ところが、この決着を見てなお、ホラーストーリーを語り続ける向きがある。福井健策弁護士は、2015年10月24日配信のビデオ・ニュースで、「TPP交渉で知財分野は日本の完敗だった」との見出しの下に記事の掲載に応じている。非親告罪化に関する上記の交渉結果も、「何をもって『収益性への大きな影響』と見做すかについては解釈の余地があり、捜査当局のさじ加減では非親告罪化の影響がもろに顕在化する可能性は十分に残っている」ので、「完敗」の一要素なのだという^{*33}。しかしこれは、牽強付会の議論というべきであろう。「捜査当局のさじ加減」次第で取り締まりができるような法律を作るかどうかは、日本の国内法制定過程の問題である。上記の通りその見通しは低いし、10月24日の時点では、その結果を福井氏も知っていたはずである^{*34}。そして、仮にそのような立法がなされたとしても、それはTPPによる義務づけの結果ではないのであるから、日本政府と国会による独自の判断の結果であって、交渉が「完敗」だったということにはならない。医薬品関係分野でも、日本政府は、TPP協定によって国内法制を一切変更する必要がない結果をかちえており、その全体を「完敗」と評価するのは首肯しがたいが、少なくとも、非親告罪化に関する交渉結果を「完敗」の要素としてカウントするのは極めてアンフェアである。そして、この種のホラーストーリーを継続することで最も大きな害を被るのは、表現者、たとえば次回や次々回のコミケに出品を意図している作者である。その種の萎縮効果を避けることこそ、実務家や研究者が最も心を配らねばならないことである。あえてこの場で批判するゆえんである。

さて、良心的なことで名高い論者がこのように偏った判断に陥ることについては、二つの要因を想定できるように思われる^{*35}。

一つは、著作権保護期間の延長問題がこの上なく重要であると誤解しているの

*32 前出のMANGA議連会合において、渋谷内閣審議官は、「非親告罪化について、日本は参加当初から関与し、我が国独自の要素が阻害されることのないよう、先んじて案文を作成し、各国との調整を図ってきた」と発言している。

*33 <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151024-00010001-videonewsv-soci&pos=5>

*34 同年10月21日のMANGA議連（前出）に同弁護士も出席し、報告も行っている。

*35 同弁護士のかねての主張については、参照、福井健策『「ネットの自由」vs.著作権 TPPは、終わりの始まりなのか』（光文社新書、2012年9月）。

ではないか、ということである^{*36}。著作権の保護期間は死後70年とするより現行法のまま50年とする方が適切だと筆者も考えているが、その判断は微妙であり、いずれにしても大した問題ではないと考える点で、福井氏とは異なる。その内容は前述の通り既にこの研究会で議論したところであるし^{*37}、本報告の主題と外れるので後ほど「補論」を加えるに留めたいが、少なくとも、死後50年を経て利用される著作物がごく稀な現状を見れば（この点は福井氏も同意見である）、作者の死後50年経過後70年に至るまでの著作物にしか関係しない保護期間延長問題などより、世の中のすべての人の表現活動を制約しかねない非親告罪化問題の方が比較を絶して重要であり、そのことは誰の目にも明らかだと考えている。そして、先に述べた通り、TPP交渉に日本政府が参加する前に行ったUSTRとのインタビューにおいて、非親告罪化問題が厄介であることを認識していたので、保護期間延長問題は交渉材料として適当な時期に米国に譲歩し、非親告罪化問題は日本の二次創作文化を護るために死守すべきだと提言していたのであった^{*38}。実際の結果はそれに近いものとなったので筆者としては満足しているが、いずれの論点も一切譲るべきでないとしていた福井氏とは、評価が異なるのであろう。ただ、仮にその点を措いても、「完敗」という表現は、フェアではあるまい。

いま一つ、別の要因として、国内法として立法の適否を論ずる基盤と包括通商交渉での決着点の適否を論ずる視点が区別されていないのではないかとある。即ち、単に国内法の問題として著作権侵害罪の非親告罪化や著作権保護期間の延長を議論するのであれば、「やらない方がよい」という結論を導くのは、比較的容易である。そのような立法によるプラスよりマイナスの方が多いという、比較の問題で済むからである。著作権の保護期間については微妙な判断になると筆者は考えるが、「プラスがはっきりしないのであれば止めておく」というのも、一つの賢慮ではある。だが、包括通商交渉というのは、すべての参加国が、いずれかの点ではプラスになり、いずれかの点ではマイナスになるという性質の作業である。自国にとって単にマイナスがあるというだけでは、議論にならない。たとえば、自動車部品の北米向け輸出額は100億ドルを優に超えると推計

*36 前出のビデオ・ニュースで、福井氏は「著作権保護期間も70年で統一することになった。……ミッキーマウス法などと揶揄されるような著作権保護の仕組みが、TPPでもほぼアメリカの狙い通りに合意されている」と述べている。

*37 情報通信学会情報知財研究会「TPPで日本の著作権法はどう変わるか—保護期間延長問題を中心に—」（福井健策・玉井克哉等）情報通信学会誌108号（2013年12月）33-59頁。

*38 前出研究会、情報通信学会誌108号。

されているが^{*39}、T P P協定によってその関税が全廃されるので^{*40}、自動車部品だけ、しかも北米向けのみで、直接的な効果は数百億円になる。その種の定量的な計算を積み上げて包括通商協定が自国にとってプラスかどうかが決まるのであって、個々の品目についてマイナスがあると言っても、意味がない^{*41}。著作権保護期間延長問題に関しては、国内法の問題として議論したときと議論にほとんど進歩がない。しかし、包括通商交渉における議論とでは問題の置かれた文脈が異なるのであるから、同じ議論をするのは適当でない。その点が、論者には理解されていないのではないか^{*42}。

最後に、以上のとはまったく別の点について一言しておく。T P P協定交渉をめぐっては、それを推進する安倍政権が立憲主義を踏みにじる「危険な政権」であり、秘密裡に行う交渉には信頼が掛けられない、という論調が一部にあった。だが、著作権侵害罪の非親告罪化の決着を見る限り、そのような議論が正しくなかったことが明らかになったと考える。仮に現政権が憲法の定める表現の自由をうとましく思うのであれば、米国がかねて要求してきたような、「悪意」と「商業的規模」のみを要件とする非親告罪化を受け入れることで、その制約に途を開くことができたはずである。わが国が交渉に参加した時点でその条項は既に提示されており、日本以外に反対しているのはベトナム一国だけだったのであるから、そのまま通ってしまったとしても、「既に合意されたルールがあれば、遅れて参加し

*39 経産省資料「自動車の海外現地生産と輸出入について」117頁。

<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h18/h4a0609j5.pdf>

*40 経産省資料「環太平洋パートナーシップ協定（T P P協定）における工業製品関税（経済産業省関連分）に関する大筋合意結果」

<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151020002/20151020002-1.pdf>

*41 著作権貿易によって年間約7000億円もの「巨額の対米赤字」が発生しており、著作権保護期間の延長によってそれが増大する、と論じられることがある。だが、それほどに「巨額」であることの根拠は示されていないし、何よりそのほとんどが保護期間問題と無関係なビジネス用ソフトウェア（Windows、Office、MacOS、iOS等々）であると想定されるのに、その比率も明らかでない。ましてや、著作者の死後50年を経過したが70年は経過していない作品の著作権によって赤字がどれほど増大するのか、まったく根拠が示されていない。

*42 さらに、包括通商交渉というのがゼロサム・ゲームではない、ということも改めて指摘しておくべきであろう。麻雀や将棋のようなゼロサム・ゲームにおいては、あるプレイヤーの勝利は、他のプレイヤーの敗北である。だが、包括通商交渉というのは、端的に言えば、すべてのプレイヤーに勝利をもたらすための交渉である。貿易による分業によって全体のパイが増えることは、すべてのプレイヤーに利をもたらすからである。世上よく「アメリカの言いなり」だからいかん、「アメリカの思い通り」だから日本に不利なはずだといった議論は、問題の根本を誤解したものである。

た日本がそれをひっくり返すことが難しい」との安倍総理談話に照らして、非難するのは難しかったであろう。ところが、本報告の跡づけた日本政府代表の努力は、そのような方向とはまったく逆であった。それでももし安倍政権が「危険な政権」なのだとなれば、安倍総理－甘利担当大臣－鶴岡首席交渉官－大江首席交渉官代理と続くラインにおいて、何者かが総理の意向を無視し、あるいはそれを忖度せずに交渉に臨み、わざわざ総理の望まない結果を導いた、ということになる。しかし、そのような想定は、交渉妥結後の日本政府の迅速な対応を見ても、およそ説得力を持たないように思われる。その種の思い込みこそ「ホラーストーリー」の繁茂する土壌ではないかと、改めて考えた次第である。

本報告の当日、永年にわたり T P P 交渉を主導された甘利担当大臣が辞任されるとの報に接した。本報告が明らかにしたのは大臣の率いたチームの達成したもののごくごく一部に過ぎないが、国益を護るべく十全の努力をされた全豹は、この一斑だけからも窺うことができる。辞任の理由となった件については今後の検討を俟つべきであろうが、同大臣の尽くされた労苦については、この際、国民の一人として多とする旨を改めて申し上げたい。

（この記事は、2016年1月28日の研究会報告をもとに、当日の議論を踏まえて報告者においてまとめたものである。2016年1月31日記。）